

参考 3

災害時における支援活動に関する協定【概要】 (独立行政法人水資源機構)

1 趣旨・目的

近年、地震・風水害・渇水等の災害が頻発し、今後も南海トラフ地震をはじめとする大規模災害の発生が危惧される中、災害発生時における、飲用水の確保、水道施設等の早期復旧を目的として、独立行政法人水資源機構と支援活動に関する協定を締結した。

本協定の締結により、日本水道協会の会員水道事業体が必要に応じて水資源機構に支援を要請できる枠組みを構築し、もって水道における災害対応の充実・強化を図る。

2 協定締結者

甲 公益社団法人日本水道協会（代表者：理事長 吉田 永）

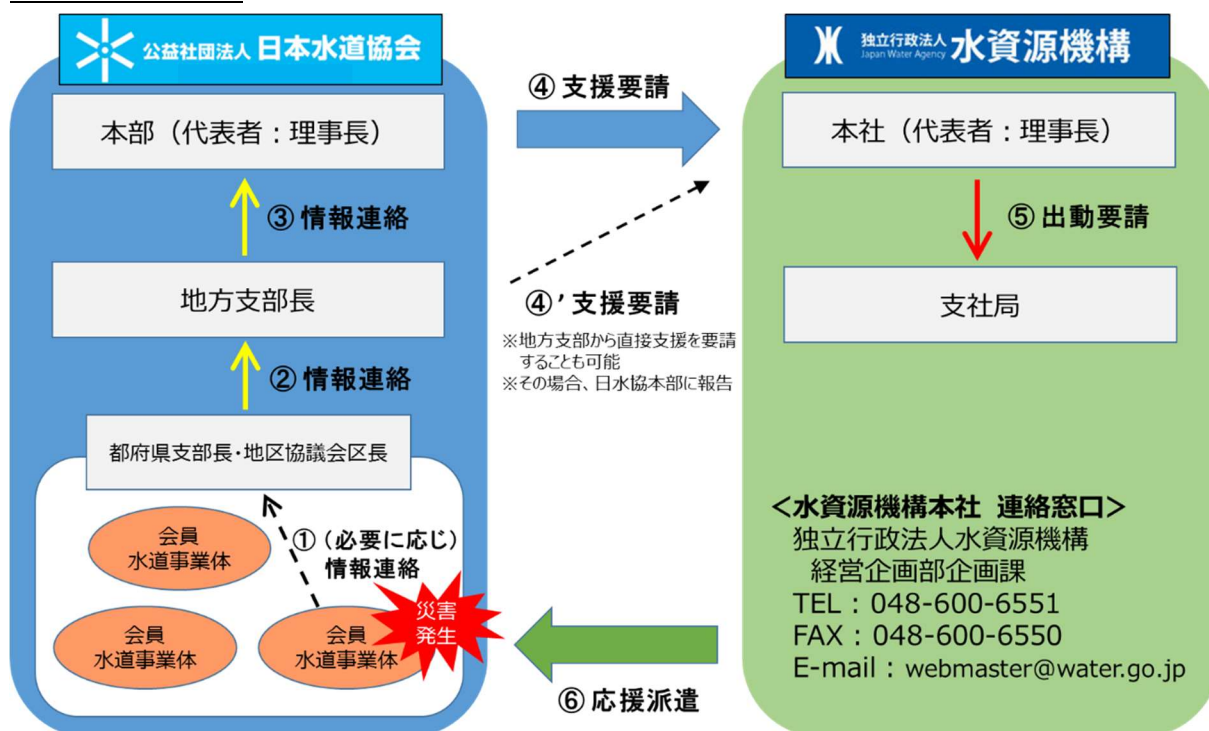
乙 独立行政法人水資源機構（代表者：理事長 金尾健司）

〔協定締結日〕平成 30 年 12 月 7 日（金）

3 支援内容

- 可搬式浄水装置を用いた給水活動
- 排水ポンプを用いた応急復旧活動（例：施設の浸水時における排水作業等）
- 水資源機構が保有する応急復旧用資機材の提供
- その他、特に支援要請のあった事項

4 支援スキーム



5 費用負担

- 支援に要した費用は、別途定める実施細目に区分に従い、支援を受けた被災水道事業体が負担する。
- 被災水道事業体が経費を支弁するいとまがない場合は、水資源機構が一時立替支弁するものとし、後日支援先の被災水道事業体に請求する。